

社会福祉法人さくら福祉会
特別養護老人ホームさくらホーム（指定介護老人福祉施設）
重要事項説明書

あなたに対する施設サービス提供開始に当たり、厚生労働省令第39号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 法人の目的

1. 私たちは、利用者に安全と安心を提供します
2. 私たちは、利用者に質の高い環境と空間を提供します
3. 私たちは、明るい職場を作ります

2. 事業者

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人さくら福祉会 |
| (2) 法人代表者 | 理事長 佐藤 正視 |
| (3) 所在地 | 山形県酒田市中牧田丸福 171 番地 |
| (4) 電話番号 | 0 2 3 4-6 2-2 9 4 1 |
| (5) F A X 番号 | 0 2 3 4-6 1-4 0 1 6 |
| (6) インターネットアドレス | http://sakura-welfare.sakura.ne.jp/ |
| (7) 設立年月日 | 平成 7 年 5 月 1 日 |

3. 事業所の概要

- | | | | | | |
|---------------|---|-----|------|------|-----------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護老人福祉施設
山形県 0673200259 号 | | | | |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指して、介護老人福祉施設サービスの提供を目的とする。 | | | | |
| (3) 事業所の名称 | 特別養護老人ホームさくらホーム | | | | |
| (4) 事業所の所在地 | 山形県酒田市中牧田字丸福 171 番地 | | | | |
| (5) 電話番号 | 0 2 3 4-6 2-2 9 4 1 | | | | |
| (6) 事業所長（管理者） | 施設長 石黒 覚 | | | | |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減、利用者の有する能力に応じ自立した日常を営むことができるよう、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い総合的サービスの提供に努めます。 | | | | |
| (8) 開設年月 | 平成 8 年 4 月 1 日 | | | | |
| (9) 営業日及び受付時間 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>営業日</td><td>年中無休</td></tr><tr><td>受付時間</td><td>8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分</td></tr></table> | 営業日 | 年中無休 | 受付時間 | 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 |
| 営業日 | 年中無休 | | | | |
| 受付時間 | 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 | | | | |
| (10) 利用定員 | 8 0 人 | | | | |

（要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方）

4. 当施設の職員体制

	常勤	非常勤	計	保有資格
管理者（施設長）	1		1	医師 1 社会福祉士 1 看護師 3 准看護師 3 介護支援専門員 4 社会福祉主事 3 介護福祉士 18 ホームヘルパー 1～2 級修了者 3 管理栄養士 1
医師：影沢内科医院 影沢 峰行先生		1	1	
生活相談員	1		1	
管理栄養士	1		1	
機能訓練指導員	1		1	
介護支援専門員	4 (兼務 3)		4 (兼務 3)	
事務職員	3			
看護職員	3	3	6	
介護職員	26 (兼務 3)	6	32	

5. 当施設の設備の概要

定員（短期入所）	80名（16名）	静養室	1室
居室	4人部屋	16室	医務室
	2人部屋	8室	食堂
	個室	16室	機能訓練スペース
浴室	個浴	3ヶ所	ゲストルーム
	特別浴槽	3台	

6. サービスの内容

提供するサービスの内容は、次のとおりです。

サービス	内 容
① 居室	4人部屋、2人部屋、一人部屋の居室があります。（定員80名）
② 食事	朝食は7時30分から、昼食は12時から、夕食は18時から。 ※ご利用者の自立支援のため原則として離床して食堂ホールで召し上がっていただきますが、状況に応じて場所・時間の変更も可能です。
③ 入浴	1週間に2回以上、適切な方法により入浴、又は、清拭をさせていただきます。
④ 介護	施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 ・着替え、排泄、食事等の介助、口腔ケア、通院・外出介助 ・おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等 ・施設は、入居者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。

	・前項の身体拘束を行う場合は施設の定める「身体拘束適正化の指針」を遵守し、三原則の徹底検証、入居者・家族への説明と同意、記録、再検討を重ねていく。
⑤機能訓練	機能訓練計画に沿って、日常生活を営む上で必要な機能を回復し、又は、その減退を防止するための訓練を行います。
⑥生活相談	常勤の生活相談員が利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握に努め、入居者または家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言等の援助を行います。
⑦健康管理	年1回、胸部レントゲン撮影を行います。日程は、別途ご連絡します。また、毎週金曜日、13時30分から14時30分まで嘱託医師より診察を受けることができます。状態変化時は、随時ご連絡・ご相談致します。他医療機関へ通院が必要な際は、職員の付添いと一緒に可能な限り同席をお願い致します。ご希望に応じて各種予防接種の支援を行います。
⑧社会生活上の便宜	・施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援します。 ・施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについてその者又は契約代理人（家族等）において困難な際はその者の同意を得て代行する場合があります。 ・施設は、入居者の契約代理人（家族等）との連携を図るとともに利用者とその契約代理人（家族等）との交流等の機会を確保するよう努めます。
⑨理美容サービス	当施設では、月2回毎月第1と第3月曜に理容サービスを実施しております。美容はご希望のある方のみとなります。料金は別途かかります。
⑩日常生活品購入代行	介護以外の日常生活品の購入代金を申し込むことができます。

7. 利用料金

(1) 基本料金 ①施設利用料 (日額) (1割負担)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費 (多床室)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
介護福祉施設サービス費 (従来型個室)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
日常生活継続支援加算Ⅰ	36 円				
個別機能訓練加算	12 円				
看護体制加算Ⅰ	4 円				
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13 円				
協力医療機関連携加算	50 円/月				
高齢者施設等感染症対策 向上加算(Ⅰ)	10 円/月				
療養食加算*	6 円/食				
経口維持加算Ⅰ*	400 円/月				
精神科医療養指導加算	5 円				
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1 月につき 所定単位×136/1,000 円				

外泊時費用＊	246 円	
初期加算＊	30 円	
安全対策体制加算	20 円/回	
看取り介護加算Ⅰ＊	死亡日以前 31 日～45 日以内	72 円
	死亡日以前 4 日～30 日以内	144 円
	死亡日の前日及び前々日	680 円
	死亡日	1,280 円
認知症行動・心理症状 緊急対応加算 ＊	200 円（7 日間限度）	

＊は該当者のみ

《加算の内容》

・日常生活維持支援加算Ⅰ

居宅での生活が困難であり、介護老人福祉施設への入所に必要性が高いと認められる重度の要介護状態の方や認知症である方を積極的に入所させるとともに、介護福祉士を有する職員を手厚く配置し、質の高いサービスを提供する体制を確保している場合。

・個別機能訓練加算

機能訓練指導員と他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成し実施する場合。

・看護体制加算Ⅰ

常勤の看護師を 1 名以上配置している場合。

・夜勤配置職員加算（Ⅰ）ロ

夜勤を行い介護職員又は看護職員の基準数に 1 を加えた数以上を配置した場合。

・協力医療機関連携加算

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保している場合。

・高齢者施設等感染症対策向上加算（Ⅰ）

協力医療機関との間で、感染症発生時等の対応を行う体制を確保している場合。

・療養食加算

医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢、心身状態によって適切な内容の療養食を提供した場合。

・経口維持加算Ⅰ

経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、看護師、管理栄養士、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して入所者の栄養管理をするための食事観察及び会議を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成した場合。

・精神科医療養指導加算

認知症の利用者が全体の 1/3 以上を占め、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月 2 回以上行われている場合。

・介護職員処遇改善加算Ⅱ

厚生労働大臣が定める基準に適応する介護職員の処遇改善を実施している場合

1日の利用料（加算含む）にサービス別加算率（13.6％）を乗じた額となります。

・外泊時費用

入所者が入院し、又は外泊したときの費用として、1回の入院又は外泊の期間連続して6日間、月をまたぐ場合は連続して12日間まで算定。

・初期加算

施設での生活に慣れるため様々な支援を必要とするため。（新規入所してから30日間及び、30日以上入院後の再入所から30日間）

・安全対策体制加算

施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備しており、入所時に1回を限度として算定。

・看取り介護加算Ⅰ

医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員等が看取りに対する計画を作成し本人または家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合。

（死亡前45日を限度として、死亡月に加算する）

・認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動、心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合。（入所した日から7日間を限度）

※一定以上の所得のある方は、自己負担が2割又は3割になります。

②食費、居住費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
居住費（多床室）	0円	430円	430円	430円	915円
居住費（従来型個室）	380円	480円	880円	880円	1,231円

※第1～3段階であっても預貯金や配偶者の所得等により、第4段階の金額となる場合もあります。

（2）その他の料金

理容料	1回当たり 2,000円
医療費等	診察代、検査代、予防接種代、薬代等
日常生活用品購入代行	購入依頼品の購入に要した金額の実費
その他	上記のほかレクリエーション費用等は自己負担になります。

（3）支払方法

「特別養護老人ホームさくらホーム施設利用契約書」第7条（料金）によります。

※（2）のその他の料金につきましては施設で一旦立替払いし、後日（1）のご利用料金と共に請求に合算して請求し、お支払い頂く事となります。

8. 退所の手続き

①入居者の都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

②自動終了

次に掲げる事由に該当した場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了します

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定された場合

③サービスの終了

次に掲げる事由に該当した場合は、退所していただく場合がございます。この場合は、契約終了30日前までに通知いたします。

- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく支払うべき費用を1か月以上遅延し、事業者が契約者に対し、料金を支払うように勧告したにもかかわらず30日以内に支払われず、さらに文書により7日以上を定めて督促するも、その期間内に滞納額を全額支払われない場合
- ・ 利用者が当施設や当施設の従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難い背任行為を行った場合
- ・ 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ・ やむを得ない事情により当施設を閉鎖又は縮小する場合
- ・ 利用者が死亡した場合

9. 当施設利用に当たっての留意事項

面会	おおむね7時30分より20時までにお願ひします。 現金の取り扱い受付時間は8時30分から17時までとなっています。
外泊・外出	3日前までに申し出てください。
飲酒・喫煙	行事等においては飲酒可能、施設内は禁煙となっています。
設備・器具の利用	建物や備品及び貸与物品は大切に扱うこと。
金銭、貴重品の管理	利用者が金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用できます。 管理する金銭形態：指定する金融機関の預金通帳に預け入れている金銭 お預かりするもの：介護保険被保険者証、医療被保険者証等
所持品の持ち込み	施設に申し出てください。（貴重品の管理は難しいため、持ち込みはご遠慮ください）
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願ひいます。
病院受診について	体調不良等により、嘱託医の紹介状持参にて病院を受診する場合、必ず、代理人様・ご家族様等の付き添ひが必要となります。

精神科医療養指導 加算について	順次入居者様の療養指導を受け、心身の安定を図っていきます。
--------------------	-------------------------------

10. 非常災害対策

非常災害時の対応	「特別養護老人ホームさくらホーム消防計画」により対応します。			
防災設備	設備名称	有・無	設備名称	有・無
	自動火災報知機	あり	防火扉・シャッター	あり
	誘導灯	あり	室内消火栓	あり
	ガス漏れ感知機	あり	非常通報装置	あり
	自動火災報知機	あり	漏電火災報知機	あり
	カーテン等は防煙性能のあるものを使用しています。 スプリンクラー設備を設置しています。			

- ◎ 防災訓練・・・年2回防災訓練の実施
- ◎ 消防計画・・・平成8年4月1日より定める
- ◎ 防火責任者・・・齋藤 英一

11. 事故発生時対応

- ・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに県、保険者、利用者のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
連絡するに当たっては、あらかじめ家族へ緊急連絡先を確認し対応する。
- ・利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

12. 身体拘束

利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、利用者及び代理人の同意のもとに実施いたします。

13. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

◎ 当施設ご利用相談・苦情窓口

電話番号・・・0234-62-2941

受付時間・・・月～金曜日 9時～17時

担当部署・・・施設介護課 相談係

◎ 行政機関その他苦情受付機関

- ・酒田市健康福祉部介護保険課

所在地・・・酒田市中町1丁目4番10号

電話番号・・・0234-26-5732

受付時間・・・8時30分～17時00分

・ 国民健康保険団体連合会

所在地・・・寒河江市大字寒河江字久保6番地

電話番号・・・0237-87-8000

受付時間・・・9時00分～16時00分

◎ 苦情処理第三者委員

武田 恵子	住所	酒田市亀ヶ崎4-4-1
	電話番号	0234-23-0476
佐藤 伸二	住所	酒田市中牧田字前田47
	電話番号	0234-62-2

◎ 第三者評価

第三者評価の実施の有無：無し

令和 年 月 日

特別養護老人ホームさくらホーム入所にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 さくら福祉会
名称 特別養護老人ホーム さくらホーム
所在地 山形県酒田市中牧田字丸福 171 番地
説明者 所属 施設介護課 （相談員又は介護支援専門員）

氏名

印

本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

入居者 住所 酒田市中牧田字丸福 171 番地
特別養護老人ホームさくらホーム

氏名

印

代理人 住所

氏名

印

入居者との関係